

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書の訂正報告書
【提出先】	福岡財務局長
【提出日】	2021年4月5日
【会社名】	株式会社シノケングループ
【英訳名】	Shinoken Group Co.,Ltd.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 篠原 英明
【本店の所在の場所】	福岡市中央区天神一丁目1番1号
【電話番号】	092-714-0040(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員 玉置 貴史
【最寄りの連絡場所】	福岡市中央区天神一丁目1番1号
【電話番号】	092-714-0040(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役 執行役員 玉置 貴史
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【臨時報告書の訂正報告書の提出理由】

当社は、2021年3月26日付で金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第2号の2の規定に基づき臨時報告書を提出しましたが、当該臨時報告書の記載事項のうち、「発行価格及び資本組入額」、「発行価額の総額及び資本組入額の総額」が決定しましたので、金融商品取引法第24条の5第5項の規定に基づき本臨時報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2【訂正事項】

(2) 本割当株式の内容

発行価格及び資本組入額

発行価額の総額及び資本組入額の総額

(5) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

3【訂正内容】

該当箇所は、_____を付して表示しております。

(2) 本割当株式の内容

(訂正前)

発行価格及び資本組入額

() 発行価格(募集株式の払込金額) 1,265円

() 資本組入額 該当事項はありません。

注：発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であり、2021年3月25日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である1,265円を基準として算出した見込額です。実際の発行価格は、2021年3月26日から2021年4月2日までの各取引日の終値の平均値(終値のない日数を除き、1円未満の端数は切り上げます。)及び 2021年3月25日(取締役会決議日の前営業日)の終値である1,265円のうち、より高い金額とし、2021年4月2日に決定されます。なお、本臨時報告書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(訂正後)

発行価格及び資本組入額

() 発行価格(募集株式の払込金額) 1,267円

() 資本組入額 該当事項はありません。

注：発行価格は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額であります。なお、本臨時報告書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(訂正前)

発行価額の総額及び資本組入額の総額

- () 発行価額の総額 176,973,500円
() 資本組入額の総額 該当事項はありません。

注：発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であり、2021年3月25日の東京証券取引所における当社の普通株式の終値である1,265円を基準として算出した見込額です。実際の発行価額の総額は、「発行価格及び資本組入額」に記載の方法に従い、2021年4月2日に決定されます。なお、本臨時報告書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(訂正後)

発行価額の総額及び資本組入額の総額

- () 発行価額の総額 177,253,300円
() 資本組入額の総額 該当事項はありません。

注：発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本臨時報告書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

(訂正前)

(5) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

本自己株式処分に伴い、当社と対象者は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。本臨時報告書の対象となる当社普通株式は、法人税法第54条第1項及び所得税法施行令第84条第1項に定める特定譲渡制限付株式に該当する予定であります。

なお、本自己株式処分は、2021年3月26日開催の当社取締役会の決議に基づき当社の取締役4名（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）及び従業員3名に付与される当社に対する金銭報酬債権並びに当社子会社取締役会の決議に基づき当社子会社の取締役13名及び従業員7名に付与される当社子会社に対する金銭報酬債権の合計176,973,500円を現物出資の目的として行われるものです（募集株式1株につき出資される金銭報酬債権の額は金1,265円）。

(後略)

(訂正後)

(5) 勧誘の相手方と提出会社との間の取決めの内容

本自己株式処分に伴い、当社と対象者は個別に譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」といいます。）を締結いたしますが、その概要は以下のとおりです。本臨時報告書の対象となる当社普通株式は、法人税法第54条第1項及び所得税法施行令第84条第1項に定める特定譲渡制限付株式に該当する予定であります。

なお、本自己株式処分は、2021年3月26日開催の当社取締役会の決議に基づき当社の取締役4名（監査等委員である取締役及び社外取締役を除きます。）及び従業員3名に付与される当社に対する金銭報酬債権並びに当社子会社取締役会の決議に基づき当社子会社の取締役13名及び従業員7名に付与される当社子会社に対する金銭報酬債権の合計177,253,300円を現物出資の目的として行われるものです（募集株式1株につき出資される金銭報酬債権の額は金1,267円）。

(後略)

以上